

平成23年1月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成23年1月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成23年1月6日(木) 午後3時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第28号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第29号 市川市使用料条例の一部改正について
議案第30号 公立幼稚園の今後のあり方等について
 - 6 その他
 - (1) 平成22年12月市議会定例会について
 - (2) 学校版環境ISO認定式について
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第28号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第29号 市川市使用料条例の一部改正について
議案第30号 公立幼稚園の今後のあり方等について
 - 2 その他
 - (1) 平成22年12月市議会定例会について
 - (2) 学校版環境ISO認定式について
- 5 出席委員 宇田川 進
吉岡 博之
五十嵐 芙美子
中村 ふじ江
内田 茂男
田中 庸恵
- 6 出席職員、職・氏名
教育次長 伊藤 恵津子 教育総務部長 岡本 博美

学校教育部長	古山 弘志	生涯学習部長	下川 幸次
教育総務部次長	林 芳夫	学校教育部次長	川添 茂
生涯学習部次長	角来 富美枝	教育政策課長	大野 英也
人事福利担当室長	田米開 豊	就学支援課長	西村 享
教育施設課長	金子 登志夫	義務教育課長	藤間 博之
指導課長	川口 知子	保健体育課長	押田 敏郎
教育センター所長	大嶋 章一	生涯学習振興課長	丸山 賢治
地域教育課長	鈴木 栄司	青少年育成課長	安部 幸弘
公民館センター長	齋藤 忠昭	中央図書館長	露木 芳輝
考古博物館長	石毛 一成	自然博物館長	宮田 明吉

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	竹内	博之
〃	主 幹	山田	浩一
〃	副主幹	近藤	孝子
〃	主 任	堀	優子

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成23年1月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、お配りした日程に従い議事を進めます。まず、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、中村委員、内田委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第28号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第29号 市川市使用料条例の一部改正については関連がありますので、一括して説明してください。

○ 公民館センター長

両議案とも2月市議会定例会に提出するよう市長に意見を申し出るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、委員会の議決を求めるものでございます。議案第28号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、まず、新公民館の建設に至る経緯につきまして説明させていただきます。これは、東京外郭環状道路整備事業の東関東自動車道水戸線建設工事に伴いまして、東京歯科大学の所有地であります、現在はユニディの駐車場が事業地となりまして、東京歯科大学から菅野分館用地の交換取得の希望が出されたこと、また、菅野地区の良好なまちづくりが必要であることから、東日本高速道路株式会社、市川市、東京歯科大学との3者間で土地の売買及び交換契約を平成21年8月18日に締結しております。この契約によりまして、菅野子ども広場用地を含め、菅野分館用地は平成22年12月末までに建物などを除去しまして引き渡すこととなったため、新たに取得する菅野3丁目の用地に分館にかわる仮称菅野公民館を建設することとなったものでございます。仮称菅野公民館の概要を申し上げますと、敷地面積は5,824平方メートル、建物の延べ床面積は477.32平方メートル、構造は鉄筋コンクリート造で平屋建てでございます。附帯施設といたしましては、駐車場を17台分、駐輪場を30台分配置する予定です。条例の一部改正の内容ですが、資料の1ページから3ページをお願いいたします。これは、平成23年4月1日に供用開始を予定しております仮称菅野公民館の設置に伴いまして、名称を「市川市中央公民館菅野分館」から「市川市菅野公民館」に改称及び位置を変更するものでございます。設置及び管理条例第2条の表の中の名称を「市川市中央公民館菅野分館」を「市川市菅野公民館」に、また、位置につきましては、「市川市菅野6丁目7番2号」を「市川市菅野3丁目24番2号」に改めるものでございます。次に、議案第29号 市川市使用料条例の一部改正について、資料の4ページから6ページをお願いいたします。これは、新公民館が分館と比べて学習室が2部屋

ふえたこと、また、各部屋の面積が変更になることから、その公民館使用料を、名称、区分及び施設の1時間当たりの額を変更するものでございます。お手元の配付資料A3判の平面図をごらんください。この平面図は、宅地開発条例に伴い開発行為を申請した当初の図面ですが、左から多目的室となっている部屋が多目的ホール、学習室1が第3学習室、学習室2が第2学習室、集会室が第1学習室に、左下に和室と区分を設定しております。使用料条例の別表第1の中にあります「中央公民館菅野分館使用料」を「菅野公民館使用料」に名称を改めるものでございます。なお、使用料の1時間当たりの額でございますが、平成11年12月議会当時に改定されました現行の使用料条例の積算基準の1平方メートル当たり3.11円を適用いたしまして、各部屋の面積により算出したものでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 吉岡委員

この図面の道路側はどちらですか。場所は国府台女子学院の裏でしょう。

○ 公民館センター長

上が北になっておりますので、道路は北側で、右側の北のマークがついているところが新しい日出学園、左側が現在建設中の平田学園国府台女子学院という配置になっております。

○ 吉岡委員

駐車場や駐輪場は結構あるのですか。

○ 公民館センター長

北側に駐車場は17台分、駐輪場が30台分です。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第28号と第29号を一括で採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、本日は、追加議案が1件提出されております。議案第30号 公立幼稚園のあり方についてでございますが、本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定により、本日の審議において、教育委員会としての方向性が定まるまでの間、公開しないこととしてよろしいかお諮りいたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、同法同条第7項の規定により討論を行わず、公開しないことといたします。本件は本日の議事がすべて終了してから最後に審議することといたします。続きまして、その他に入ります。(1)平成22年12月定例市議会についてを説明してください。

○ 教育次長

お手元の資料の7ページから9ページをごらんください。会期は平成22年11月26日から12月13日まででございました。教育委員会が答弁した議案質疑、一般質問につきましてご報告させていただきます。議案質疑にございます議案第35号は、少年自然の家を祝日に開所することの条例改正議案でございます。議案第37号は、耐震工事や校舎等の改修工事に関する予算についての議案でございますが、いずれも質疑は肯定的な内容でございましたので、大きな問題はございませんでした。続きまして、一般質問についてでございます。放課後保育クラブの預かり時間の延長、ALTの直接雇用、学校給食費負担軽減事業、武道の推進、公民館等の施設の充実、給食の喫食時間の確保、特別支援教育の推進、教職員等の人材確保など多くのご質問につきましては、現状の説明や今後の見通しの中でご質問者のご要望を取り入れながら実施していくような内容の答弁となりました。仕分けで廃止の答申が出されましたいちかわ村につきましては、存続と廃止の両方の立場からのご質問がなされました。委員会といたしましては、存続の検討は難しいが、仕分けの結果を受けた行政経営会議の今後の対応方針に即して進めていく。自殺に関するご質問につきましては、学校を支援しつつ、遺族の思いを最優先し、原因の究明、再発の防止に努める。耐震工事などのハード面より人的配置などのソフト面のほうを充実すべきとのご質問には、どちらをではなく、実態に合わせて両方とも充実を図っていく。須和田の丘支援学校稲越校舎の児童増加への対応として、稲越小学校と特別支援学校両方の保護者や地域の理解を得つつ、24年度から利用できるように6教室を増築する。公共図書館における電子図書の導入につきましては、ICタグによる業務の効率化を優先する。校庭の芝生化は、管理体制や管理費用などの課題を解決しながら研究、検討する。来年度の全国学力・学習状況調査につきましては、抽出校については協力、希望利用につきましては検討中である。文部科学省の通知に業者テストが反しているのではと指摘されましたことについては、学校は到達度を知る手立てとして活用しているもので、通知に反するものではないと理解しているが、保護者の負担軽減への配慮は必要であると認識しているというような内容の答弁をさせていただきました。以上でございます。

○ 宇田川委員長

次に(2)学校版ISO認定式についてを説明してください。

○ 指導課長

資料10ページをごらんください。1月27日木曜日の午後3時15分から学校版環境ISO認定式を行います。この事業は、各学校の児童生徒、教職員、保護者がマネジメントサイクルにのっとり自分たちの学校に合った環境にやさしい活動や環境学習に取り組むことで環境意識を高め、みずからが定めた環境方針に基づいて行動できるようにしていくというものでございます。今年度も継続指定校5校と新規指定校5校の合計10校が工夫しながら取り組み、指導課による12月の監査では、全校が適合の判定を受けることができました。新規指定校では、各学校が工夫を凝らし、省エネルギー、省資源活動を実践したり、各教科の中に環境教育を位置づけたりしてクリーン作戦やプルタブ、ペットボトルキャップの回収等を展開し、児童生徒、教職員、保護者が一体となった活動を行っております。認定式におきましては、新規指定校、新井小学校、南新浜小学校、妙典小学校、第三中学校、第八中学校に認定証が授与されます。また、2年目指定校、富貴島小学校、行徳小学校、南行徳小学校、新浜小学校、富美浜小学校による取り組みの報告が行われます。子どもたちの取り組みに対しまして、ご臨席の上、ご指導賜ればと存じます。後ほど案内状を差し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○ 宇田川委員長

これより暫時休憩の後、引き続き議事に入ります。会議規則第10条の規定により、指定する者以外は退席していただきます。教育次長、各部の部長、次長、教育政策課長以外は退席をお願いします。それでは、暫時休憩といたします。

— 休 憩 —

○ 宇田川委員長

それでは、議事を再開いたします。議案第30号 公立幼稚園のあり方についてを説明してください。

○ 教育政策課長

本件につきましては、昨年12月の定例教育委員会におきまして議決をいただきました公立幼稚園に関する基本的方針のうち、稲荷木幼稚園の廃園の目途について、その目標年次を変更する必要が生じたことから、その変更内容についてご承認をお願いするとともに、これまで非公開で実施してまいりました幼児教育振興審議会及び定例教育委員会におけます審議内容、資料等につきまして、教育委員会としての方向性が決まりましたことから、公開することについてご承認いただくために提案させていただいたものでございます。裏面をお願いいたします。第1点目といたしまして、稲荷木幼稚園の廃園時期の変更でございます。稲荷木幼稚園につきましては、昨年12月の定例教育委員会におきまして、平成25年3月末の廃園を目途とすることにつ

きまして議決をいただいたところでございますが、保護者や職員に対する周知、ケア等の対応はもちろん、地域の関係団体等にも十分配慮しながら慎重に進めるとともに、跡地活用についての検討も求められましたことから、廃園の目途を平成26年3月末に変更させていただくということでございます。この件につきましては、公立幼稚園に関する基本的方針についてということで、公立幼稚園は、今後、幼児教育振興審議会からの答申に沿って検討実施していくことと、短期的な方向性としていたしまして、稲荷木幼稚園の廃園は平成25年3月末を目途にするということで、先月ご承認いただいたところでございます。その際には、最短で今度の2月議会への提案、平成25年3月末の廃園としておりましたけれども、変更させていただく場合もあるということの説明させていただいたところでございます。その後、行政経営会議やさまざまな庁内調整を行いまして、いろいろなご意見を伺っていく中で、11月末の答申を受けて2月議会での条例改正では、余りにも期間が短か過ぎることや、保護者説明、地元説明、議会対応などをもっと丁寧に行いまして慎重に進めるほうが、かえってご理解を得やすく、事業がスムーズに進められるなどのご意見をいただいたところでございます。また、稲荷木幼稚園廃園後の施設活用につきましても、より具体的な案を示したほうが、地域や関係者のご理解を得られやすいというご意見もいただきました。そこで、跡地活用につきましては、現在、子ども施策に活用していく方向で、こども部を初め教育センターや保健センター等と具体的な検討を進めているところでございます。このようなことから、本年2月議会で予定しておりました条例改正を、来年度、できれば6月、または9月議会に変更いたしまして、より慎重に事務を進めてまいりたいと考えたところでございます。もちろん時期は変更いたしますけれども、答申をもとに決定いたしました基本的な方向性につきましては、変更するものではございません。そうすることによりまして、廃園時期はことしの4月の入園児の卒園を見送って廃園ということをご予定しておりましたけれども、年長になって、年長さんだけになってしまうという保護者説明が入学前にできなくなってしまうということから、廃園の目途を1年おくらせまして、24年度の入園予定児童に入園手続前にその旨を説明した上で、その子たちの卒園を見届けまして廃園するという、より丁寧な方策をとったほうが望ましいことから、廃園時期を1年おくらせまして、平成26年3月末廃園と変更させていただくものでございます。次に、幼児教育振興審議会及び定例教育委員会の審議内容の公開についてでございます。公立幼稚園の今後のあり方につきましては、幼児教育振興審議会に諮問を行いまして、答申を得たところでございますが、その審議会の会議につきましては、市川市における審議会等の会議公開に関する指針第6項ただし書きに基づき非公開としてまいりました。また、定例教育委員会におきましても、その審議会への諮問答申の検討過程は、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律第13条第6項に基づき非公開としてきたところでございます。今般、答申に基づきまして公立幼稚園の今後のあり方について、行政経営会議及び教育委員会で方向性が定まりましたことから、これらの会議内容及び資料等を公開するものでございます。なお、公開につきましては、本日議決後、準備が整い次第速やかに市のホームページなどを通して行うことといたします。教育委員会の会議につきましては、原則として公開で行うとされておりますけれども、公立幼稚園のあり方につきましては、教育委員会の意思決定や市長部局を含めた関係部署との調整が終了するまでは非公開で行ってまいりました。これは、方針が決定する前に公開することによりまして、近隣住民や保護者に混乱や不安を与えることになるとともに、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあることから非公開としてきたものでございます。また、幼児教育振興審議会の検討過程におきましても、同様の配慮から非公開で検討が進められてきたところでございます。しかしながら、方向性も定まり、今後、具体的な説明会などの事務手続を進めていくに当たりましては、それに先立ちまして会議録や資料等を公開することは必要であると考えられますので、本日の会議でご承認をいただき、準備が整い次第公開させていただくものでございます。説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

公立幼稚園の今後のあり方については幼教審では公開をするということですか。

○ 教育政策課長

全体的に公開いたします。去年の諮問から答申までございましたけれども、その内容についても非公開で行ってまいりました。資料も出していなかったのですけれども、それについても、今後公開していくし、定例教育委員会で非公開でやらせていただいた部分につきましても、今後速やかに公開していきたいということでございます。

○ 五十嵐委員

幼教審はこれだけやっているのではないですから、まだ非公開にしなければいけない部分には影響してこないのですか。

○ 教育政策課長

大丈夫だと思います。本件につきましては非公開でということをお願いしておりましたので。

○ 吉岡委員

跡地活用についてですけれども、これは子どもの関係でないといけないのですか。ほかのいろいろなものも考えられるわけですか。つまり、今は幼児教育のために使っているわけだけれども、極端なことを言うと、用途が全然

別な、例えばほかのものを建てるということにはできるのですか。

○ 教育政策課長

できましたら、建物はなるべくいじらずに、そのまま活用していきたいと考えております。こども部と協議していくのですけれども、今のところ、発達支援センターをどうしようかとか、あのあたりは余り保育需要が多くないところですが、今の保育園が環境的に余りよろしくないことから、それを持ってきたらどうかとか、さまざまな面から現在検討しております、例えば学校の教室不足という問題も今後出てまいりますので、総合的にその辺を調整させていただいて、具体案が出た段階で、委員会に出させていただきたいと考えております。

○ 吉岡委員

この跡地利用については、行政内のどこどこが担当するのですか。

○ 教育政策課長

今のところ、教育政策課とこども部の発達支援センター、教育センター等が中心になって検討に当たっております。

○ 五十嵐委員

ことばの教室は残すのですか。

○ 教育政策課長

ことばの教室は、できればあそこに残しながら、ほかの活用も検討する。複合的な施設となってしまうかもしれませんが、そのあたりも含めまして検討を詰めているところでございます。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第30号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。議事は以上でございますが、皆様から何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

これもちまして平成23年1月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時50分閉会)

署 名 委 員

委 員 長

宇田川 進

委 員

中村 心心江

委 員

内田 茂男